岐阜県知事 古 田

指定施業要件

水源の涵養工

加茂郡白川町黒川字丸山六八〇一、六八六二、六八八七、六八九〇、六八九四、

六

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役

岐阜県告示第四百三十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和四年十二月十三日

岐阜県知事

古

田

保安林予定森林の所在場所

の三まで、五九九七の六、五九九七の七、六〇〇四の一、六〇〇四の二 加茂郡白川町黒川字栩木五九九四の一、五九九五の一、五九九七の一から五九九七

二 指定の目的

指定施業要件

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

古

田

次の森林については、主伐は、択伐による。

字栩木五九九四の一・五九九五の一・五九九七の二・五九九七の七 (以上四筆